インド特許法の基礎(第35回)

~審決・判例(1)~

河野特許事務所 弁理士 安田 恵

1. カオス論的指標値計算システム事件

【事件番号】 OA/26/2009/PT/DEL

【審決日】 2013年7月5日

【出願番号】 3624/DELNP/2005

【関連条文】 第3条(k)¹

【キーワード】 数学的方法

【ポイント】 発明の特許性判断において、進歩性(inventive step) は、特許不適格事項 (excluded subject matter) それ自体では無い特徴でなければならない。

2. 事実関係

(1) 手続きの経緯

出願人「独立行政法人電子航法研究所」(Electronic Navigation Research Institute)は、発明の名称を「カオス論的指標値計算システム」とする日本特許出願(特願2003-45386号、優先日2003年2月24日)に基づいて国際出願を行い(PCT/JP2003/016954)、本出願は、2005年8月17日、インドへ国内移行された。

特許庁長官は、2007年6月11日付け最初の審査報告において、本件発明が第3条(k)に該当するとした。これに対して出願人は、出願当初明細書には技術的効果が説明されているため、本件出願に第3条(k)を適用することができない旨を主張した。

しかし、特許庁長官は、本件出願を第3条(k)に基づいて拒絶したため、出願人は、知的財産審判部に不服審判を請求した。

(2) 本件発明の内容

本件特許出願の請求項1に係る発明の要旨は以下の通りである。

クレーム1:カオス解析の対象となる時系列信号を読み込む手段と、

サンプル時刻に対するカオス論的指標値を計算する為の処理単位毎に、前記読み込んだ時系列 信号を切り出す手段と、

次に掲げるものは、本法の趣旨に該当する発明とはしない。

(k) 数学的若しくは営業の方法、又はコンピュータ・プログラムそれ自体若しくはアルゴリズム

¹ 第3条 発明でないもの